

学校施設利用のお知らせ

「緊急事態宣言」発令期間(令和 3 年 6 月 20 日・日曜日まで), 運動場, 体育館, 多目的室等の学校施設利用については, 20 時までの利用が可能です。

ただし, 平日は児童と利用者の接触を避けるため, 放課後 16 時 20 分以降からの利用が可能となります。

引き続き, ご理解・ご協力のほど, よろしく
お願いいいたします。

室町小学校長